

## 略式代執行による付知町地内特定空家等の解体工事を行います

中津川市は、周辺的生活環境の保全を図るため、中津川市付知町地内の特定空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第10項の規定により、略式代執行による解体を行います。

### ■解体の実施日

自 令和4年7月14日（木） ※午前9時に略式代執行開始宣言をします。  
至 令和4年7月15日（金）（予備日 7月19日（火））

### ■場所及び建物の概要

場所 中津川市付知町字松山7180番地115（位置図参照）  
建物 居宅 木造2階建 75.4㎡

### ■略式代執行を行う理由

空家の所有者が死亡しており、相続する者も不存在のため。

### ■略式代執行を行う者

中津川市

### ■略式代執行に至るまでの経緯

- ・令和3年11月30日 空家内の立入調査実施
- ・令和3年12月24日 特定空家等の認定
- ・令和4年6月9日から令和4年6月24日 略式代執行を行う旨の告示

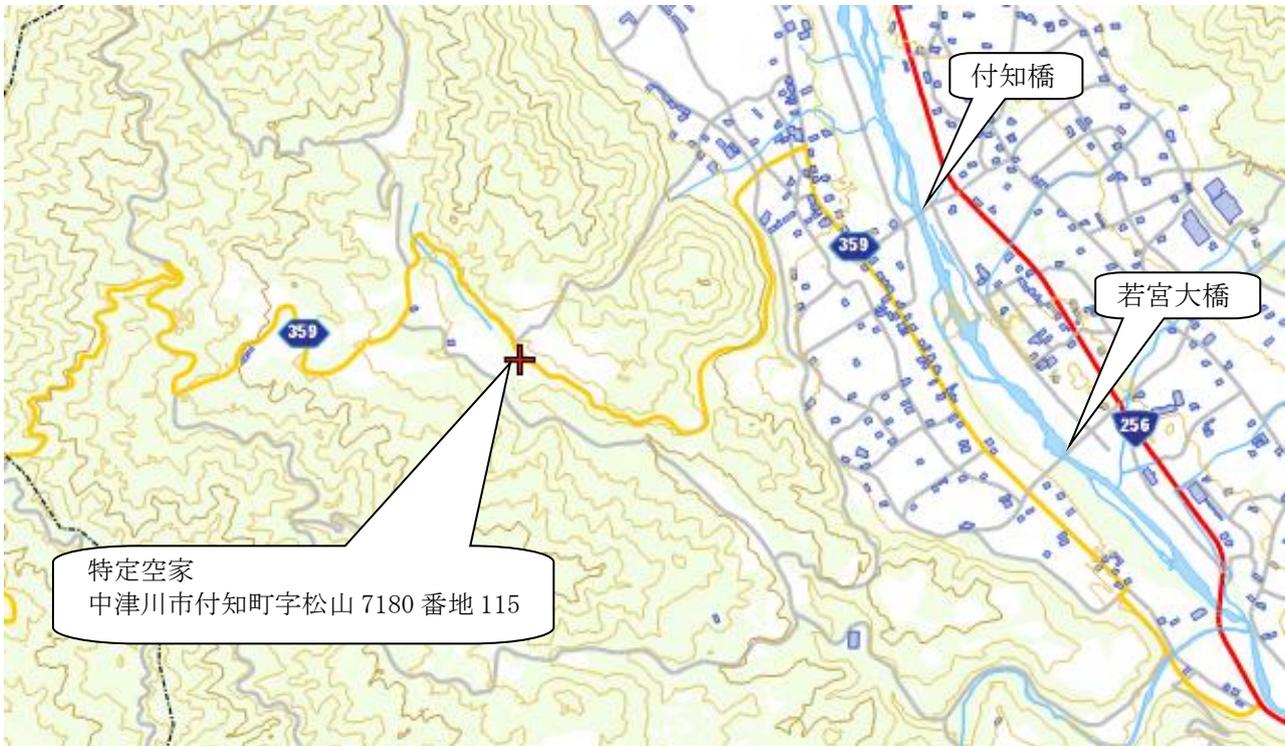
### ■これまでの中津川市の主な取り組み

- ・平成27年10月1日 中津川市空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則施行
- ・平成27年11月9日 中津川市空家等対策協議会設立（これまでに15回開催）
- ・平成29年3月24日 中津川市空家等対策計画策定
- ・平成29年4月1日 中津川市空家解体支援事業補助事業施行
- ・平成30年9月3日から平成30年9月7日 茄子川地内特定空家等の行政代執行実施
- ・令和4年3月25日 第2次中津川市空家等対策計画策定

### ■参考

- ・特定空家等の略式代執行は、中津川市として2例目となる。
- ・県内では、令和3年度末までに行政代執行2件、略式代執行10件が執行されている。

■位置図



■特定空家等とは（空家等対策の推進に関する特別措置法より）

そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

■空家等対策の推進に関する特別措置法（第14条 特定空家等に対する措置）

第10項

第3項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき（過失がなくて第1項の助言若しくは指導又は第2項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第3項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

お問い合わせ先

総務部 防災安全課 生活安全係 担当者：伊藤  
電話：0573-66-1111（内線164）